第91期 定時株主総会 招集ご通知

KYOKUTO

開催日時

2026年６月24日（水曜日）
午前10時

開催場所

大阪市北区梅田３丁目３番45号

ホテルモントレ大阪 14階 浪鳴館（ろうめいかん）

※ 末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

決議事項

第１号議案	剰余金処分の件
第２号議案	定款一部変更の件
第３号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第４号議案	監査等委員である取締役５名選任の件
第５号議案	補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第７号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第８号議案	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

極東開発工業株式会社

証券コード：7226

（証券コード　7226）
2026年６月２日

株 主 各 位

大阪市中央区淡路町二丁目５番11号
極東開発工業株式会社
取締役社長　布 原 達 也

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト等に掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.kyokuto.com/ir/sokai.html

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。

以下の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「極東開発工業」又は「コード」に当社証券コード「7226」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

また、上記の他、以下のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/7226/teiji/

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年６月23日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権の行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

［インターネット等による議決権の行使の場合］

「パソコン」又は「スマートフォン」から当社指定の議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用になり（「スマートフォン」の場合は「ログイン用QRコード」を読み取ることにより入力不要）、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。なお、お手続きの際には、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」（4～5頁）をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2026年6月24日（水曜日）午前10時

2. 場　　所　大阪市北区梅田３丁目３番45号
ホテルモントレ大阪 14階 浪鳴館

3. 会議の目的事項

報告事項　1.第91期（自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）　事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2.第91期（自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）　計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第８号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

（1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いさせていただきます。

（2）インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱いさせていただきます。

（3）インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効として取り扱いさせていただきます。

（4）議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以　上

◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、１頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令に基づき、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、当該書面に記載の各書類の他、各ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

事前質問のご案内

第91期定時株主総会において、株主の皆様からの事前のご質問を下記ウェブサイトにて受け付けております。

事前質問受付サイト：https://links-v.pdcp.jp/7226/2026/kyokuto/
受付期限：2026年６月17日（水）午後５時30分まで

・ログインの際は、ＩＤ（株主番号８桁）とパスワード（株主様ご登録の郵便番号７桁）の入力が必要となります。
・議決権行使書を投函する場合は、必ずお手元に株主番号をお控えください。

ご質問のうち、株主の皆様のご関心が高いと思われる事項につきましては、株主総会当日にご回答させていただく予定です。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限

2026年６月23日（火曜日）
午後５時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

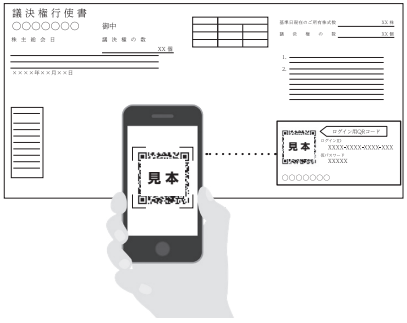

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等及び書面（郵送）により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

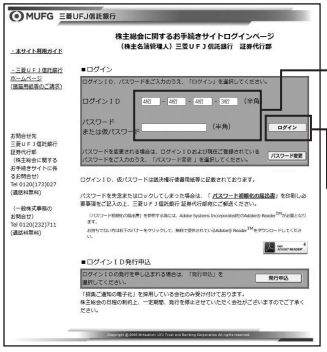

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や堅調な企業収益等を背景として景気は緩やかに回復した一方で、諸物価の高騰や、米国の通商政策、中東情勢の急速な緊迫化等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループは2031年３月期（2030年度）を見据えた長期経営ビジョン ～Kyokuto Kaihatsu 2030～の実現に向けた第２ステップである中期経営計画（３カ年計画）2025-27 [Creating The Future As One（Ⅱ）]（2025年４月１日～2028年３月31日）の初年度として、高付加価値製品・サービスを通じた社会的課題解決と価値の創造や生産性向上による利益体質の強化、企業価値向上を実現する資本政策の推進など諸施策の実行に努めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、前連結会計年度と比較して（以下、前期比）、売上高は20,882百万円（14.9％）増加し161,332百万円となりました。営業利益は前期比2,221百万円（33.4％）増加し8,877百万円、経常利益は前期比2,587百万円（37.5％）増加し9,478百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比2,128百万円（36.6％）減少し3,692百万円となりました。

次に連結ベースでのセグメントの概要を前連結会計年度と比較してご説明申しあげます。

[特装車事業]

国内需要は底堅く受注が堅調に推移したほか、製品価格の改定及び生産性の向上に向けた取り組みの効果が現れたことに加えてトラックシャシの供給が改善したこと等に伴い、売上高・利益共に増加しました。

また、2025年４月には特装車の一部製品及び特装車向け補修用部品について販売価格の改定を行いました。

新製品に関しては、2025年４月にBEVシャシ向け電動式ごみ収集車「eパッカー®」の「いすゞ・エルフEV」向け架装の発売と、最長10年の専用フルメンテナンスパックも新設定したほか、10月には当社独自の仕様となる垂直昇降式テールゲートリフタ「パワーゲート® V800tilt」及びIoTを利用した車両管理支援システム「K-DaSS®」が「2025年度グッドデザイン賞」を受賞しました。さらに2026年３月には建設現場のカーボンニュートラル推進と生産性向上に貢献する電動定置式 ピストンクリート®「PT110-20M」を発売しました。

その他、兵庫県三木市の西部パーツセンターを移転拡張し2025年７月に竣工した新西部パーツセンターにおいて、2025年12月に高さ約20メートルの高層ラックを備えた大型自動倉庫を導入しました。同センターについては、2026年１月に愛知県小牧市の中部パーツセンターを統合した上で本

格稼働を開始し、部品供給体制のさらなる効率化とサービス品質の大幅な向上を図りました。

さらに、当社のブランド認知向上施策の一環として、兵庫県西宮市でKCJ GROUP株式会社が企画・運営するこどもの職業・社会体験施設である「キッザニア甲子園」に、オフィシャルスポンサーとして「特装車設計会社」パビリオンを2025年７月にオープンしました。

今後に向けた取り組みについては、IoT・AI等の新技術をはじめ、カーボンニュートラルに向けた社会的変革に対応する研究開発体制の強化を目的として建設を進めている当社グループ研究開発拠点（極東開発グループテクニカルセンター）の2026年６月の竣工に向けた準備を進めました。

海外事業では、インドのSATRAC ENGINEERING PRIVATE LIMITEDにおける第二生産拠点となる「チェンナイ工場」が2026年２月に竣工しました。今後、同社の重要顧客であり製品OEM供給先である現地トラックメーカへの製品供給体制の強化をはじめとしたインド市場における一層の事業拡大を図ります。

また、インドネシアのPT. Kyokuto Indomobil Manufacturing Indonesiaにおいて建設している新工場の2026年７月の竣工に向けた準備や、2024年12月にグループ化したオーストラリアのSTG Global Holdings Pty Ltdの運営体制の整備・再構築など、中期経営計画の基本方針でもある海外事業の成長加速に向けた取り組みも併せて実施しました。

当セグメントの売上高は前期比16,556百万円（13.9%）増加し135,265百万円となりました。営業利益は前期比1,622百万円（34.7%）増加し6,298百万円となりました。

[環境事業]

プラント建設では受注済物件の建設工事を進めたほか、新規物件の受注活動を進めました。併せて、メンテナンス・運転受託等のストックビジネスにも注力しました。

新たに取り組んでいるバイオマス事業においては、株式会社中外燐寸社様より受注し岡山市南区にて建設を進めておりました木質バイオマスボイラーが竣工したほか、千葉市様より千葉市動物公園のバイオマスボイラー整備工事を受注しました。

また、2025年12月にはダイハツ工業株式会社様のグループ会社である株式会社ダイハツメタル様の出雲工場（島根県出雲市）においてキュポラ溶融炉で使用される「バイオブリケット」の製造設備一式を納入したほか、2025年５月には長野県北安曇郡松川村様と北アルプス森林組合様との間で締結した協定に基づき取り組んでまいりました熱エネルギー供給事業を、2026年１月より松川村老人福祉プラザ「松香荘」の温浴施設向けに開始しました。

当セグメントの売上高は前期比3,883百万円（27.4%）増加し18,077百万円となりました。営業利益は前期比562百万円（20.3%）増加し3,334百万円となりました。

［パーキング事業］

立体駐車装置はリニューアル及びメンテナンス等のストックビジネスに加え、新規物件の積極的な受注活動に注力しました。

コインパーキングは稼働率の向上と採算性重視の事業展開を進め、売上・利益の確保を図りました。

新規事業であるEV用充電設備設置・充電管理サービス「Charge-mo® （チャージモ）」は、認知向上の活動を進めた結果、2026年２月に沖縄県宮古島市様とEV充電サービスの設備導入に向けて協定を締結しました。同市内８カ所に「Charge-mo®」対応の充電設備を設置し、2026年度内に供用を開始する予定です。

当セグメントの売上高は前期比450百万円（5.5％）増加し8,638百万円となりました。営業利益は前期比118百万円（14.0％）増加し965百万円となりました。

なお、2026年4月1日付「連結子会社(極東開発パーキング株式会社)の吸収合併完了に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、経営資源の集中と効率化による事業分野における競争力強化のため、同日付で連結子会社である極東開発パーキング株式会社を吸収合併いたしました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は12,602百万円でありました。
その主なものは、次のとおりであります。

当社 技術本部	極東開発グループテクニカルセンター建設
SATRAC ENGINEERING PRIVATE LIMITED	チェンナイ工場建設
PT. Kyokuto Indomobil Manufacturing Indonesia	新工場建設
当社 サービス本部	新西部パーツセンター建設・大型自動倉庫導入
当社 営業本部	関西支店事務所購入

主力事業である特装車の研究・開発及び海外における生産体制の強化と、営業・サービス及び部品供給体制の効率化を図りました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度における主要な資金調達として、当社グループの設備資金に充当するため、既存の取引金融機関より長期借入により20,000百万円を調達いたしました。

4. 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第88期 2022年度	第89期 2023年度	第90期 2024年度	第91期 2025年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	113,089	128,026	140,449	161,332
経常利益 (百万円)	1,187	5,617	6,890	9,478
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,580	3,501	5,820	3,692
1株当たり当期純利益 (円)	90.91	91.49	151.74	96.04
総資産 (百万円)	158,175	170,417	187,748	203,297
純資産 (百万円)	112,005	117,693	117,271	114,903

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しています。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。

5. 対処すべき課題

我が国経済は、国内は雇用・所得環境の改善等による景気の下支えが期待されるものの、円安や金融政策による金利・物価の上昇に加え、中東問題の長期化等に伴う世界的な原油・石油化学原料の供給制限や、米国等の通商・関税政策の影響などもあり、先行きは不透明かつ予断を許さない状況が続いています。

当社グループでは引き続き、2031年３月期（2030年度）を見据えた長期経営ビジョン ～Kyokuto Kaihatsu 2030～の実現に向けた第２ステップである中期経営計画（３カ年計画）2025-27 [Creating The Future As One (Ⅱ)]（2025年４月１日～2028年３月31日）の２年目として、計画達成に向け、これまでに実施した成長投資及び各種取り組みの果実をベースに、グループ間シナジーをさらに強化することで、財務・非財務の両面で一層の高度化を図るとともに、以下のとおり数値目標や方針を掲げておりますが、今後の経済動向等を注視し、必要に応じて方針の修正等を検討するなど、柔軟に対応してまいります。

【中期経営計画2025-27 [Creating The Future As One (Ⅱ)]】

長期経営ビジョンでは、「サステナブル社会の実現・発展に貢献し業界をリードするグローバルな総合インフラメーカー」を目指しておりますが、その実現に向けた第２ステップとして策定した本計画では、５つの基本方針を定め、確実な計画実行により極東開発グループの基盤確立を図ります。また、これまでの事業活動で得た資金と当中期経営計画の期間において獲得するキャッシュ・フローをメインに効率的調達も含め「成長への積極的投資」と「社会・ステークホルダーへの還元」とのバランスのとれた戦略によって投資・還元のキャッシュアロケーションを最適化し、最重要課題の一つである企業価値のさらなる向上を図ります。

1. 基本方針
(1) 高付加価値製品・サービスを通じた社会的課題解決と価値創造
(2) 生産性の向上と利益体質の強化
(3) 海外事業の成長加速
(4) サステナビリティ経営の推進による魅力ある企業づくり
(5) 企業価値向上を実現する資本政策の推進

2. 財務方針
・戦略投資：３ヵ年累計で、成長投資に300億円、新規M＆A投資に100億円
・株主還元：３ヵ年累計で、総額150億円以上
≪配当≫ＤＯＥ（株主資本配当率）４％以上の安定的な利益還元

3. 業績目標

	2027年度目標値	【ご参考】長期経営ビジョン
売上高	1,900億円	2,000億円
営業利益率	８％	10%
ＲＯＥ	８％	10%

4. サステナビリティ目標

	2027年度目標値	【ご参考】長期経営ビジョン
CO_2排出量削減（※１）	2013年度比 △28%	2013年度比 △38%
新環境基準(ゴールドラベル)認証取得率（※３）	100%	100%
生産時の廃棄物リサイクル率（※２）	99%以上	99%以上
役職者(係長級以上)における女性比率（※１）	3%	4%
総労働時間削減	2024年度比 △5%	-
休業災害削減（※２）	休業災害度数率（※4）＝ 1.16 (2023年度 製造業平均：1.29)	-

（※１）対象：国内グループ会社
（※２）対象：極東開発工業・日本トレクス
（※３）・ゴールドラベル：日本自動車車体工業会の定める認証で、認定要件のひとつに「製品の素材リサイクル率95%」がある。
・対象　：極東開発工業・日本トレクスの日本自動車車体工業会 分科会該当の新製品。それ以外の製品はゴールドラベル要件に準じる。
（※４）度数率＝(休業者数÷総労働時間)×1,000,000

5. 資本コスト（2026年３月末）
・株主資本コスト：約６～７％と推定
・ＷＡＣＣ（加重平均資本コスト）：約６％と推定

なお、当社及び連結子会社である日本トレクス株式会社（以下、両社）は、製造する「架装物」の販売をめぐってカルテルを結んでいた疑いがあるとして、2025年９月25日付で公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、お客様やお取引先様、株主の皆様をはじめとする関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社グループでは今回の独占禁止法違反の事実を厳粛かつ重大に受け止め、再発防止及びコンプライアンス体制の見直しと法令違反の撲滅に向けて、役員及び従業員が一丸となり取り組んでおります。

今回の処分による課徴金額である5,925百万円（当社：2,601百万円、日本トレクス株式会社：3,323百万円）につきましては、既に納付済みであり、2026年3月期決算において特別損失として計上しております。

一方で、各命令の内容を精査・確認してまいりましたところ、課徴金納付命令の内容には、事実認定と法解釈において公正取引委員会との間で課徴金額の算定根拠・範囲につきまして一部見解の相違があったことから、2026年３月17日付「公正取引委員会からの課徴金納付命令に対する取消訴訟の提起について」で公表いたしましたとおり、両社は課徴金の減額を求めることを目的として課徴金納付命令に対する取消訴訟を提起いたしました。

今後は、課徴金の減額を目的として本件取消訴訟において両社の見解について主張及び立証を行い、司法の公正な判断を求めてまいりますが、本件取消訴訟の結果に関わらず、グループを挙げてコンプライアンスの徹底を図るとともに、内部管理体制を強化し再発防止に努め信頼の回復に取り組んでまいります。

6. 主要な事業内容

事業セグメント	事　業　内　容
特　装　車　事　業	①特殊自動車その他の輸送運搬機械の製造、架装及び販売、修理並びに同部品の製造、販売 ②トレーラ・トラックボデー等の製造及び販売
環　境　事　業	①環境整備機器及び施設の製造、販売、修理並びに同部品の製造、販売 ②環境整備機器及び施設の運転、管理
パーキング事業	①立体駐車装置及び設備の製造、据付、販売及び修理 ②駐車場の経営（コインパーキング） ③不動産の賃貸及び管理 ④発電事業及び電気の売買

7. 主要な工場及び営業所

(1) 特装車事業

① 国内生産拠点

横浜工場（神奈川県大和市）、名古屋工場（愛知県小牧市）、三木工場（兵庫県三木市）、福岡工場（福岡県飯塚市）、日本トレクス株式会社 本社工場（愛知県豊川市）、音羽工場（愛知県豊川市）、御津工場（愛知県豊川市）、北陸重機工業株式会社 本社工場（新潟県新潟市）

② 国内営業拠点及びサービス拠点

東京本部（東京都品川区）、北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、北関東支店（埼玉県さいたま市）、中部支店（愛知県小牧市）、関西支店（兵庫県尼崎市）、中国支店（広島県広島市）、九州支店（福岡県福岡市）、株式会社エフ・イ・オート 仙台サービスセンター（宮城県仙台市）、東京サービスセンター（東京都江東区）、横浜サービスセンター（神奈川県横浜市）、名古屋サービスセンター（愛知県名古屋市）、岐阜サービスセンター（岐阜県安八郡安八町）、大阪サービスセンター（大阪府堺市）、姫路サービスセンター（兵庫県姫路市）、日本トレクス株式会社 サービスセンター北海道（北海道石狩市）、サービスセンター中部（愛知県豊川市）、サービスセンター九州（福岡県北九州市）他

③ 海外生産拠点及びサービス拠点

中国・昆山工場（江蘇省昆山市）、中国・佛山工場（広東省佛山市）、インドネシア工場（プルワカルタ市）、インド工場（カルナタカ州、タミル・ナドゥ州）、フィリピン工場（サンバレス州）、オーストラリア工場（クイーンズランド州、ビクトリア州、ニューサウスウェールズ州、西オーストラリア州）

④ 海外部品調達拠点

中国・上海事務所（上海市）

(2) 環境事業

技術部（大阪市中央区）、営業部（東京都品川区）、サービス事業所（北海道札幌市、東京都品川区、愛知県小牧市、兵庫県尼崎市、福岡県飯塚市）他

(3) パーキング事業

極東開発パーキング株式会社※ 本社（大阪市中央区）、東京営業所（東京都品川区）、中部営業所（愛知県名古屋市）他

※極東開発パーキング株式会社は、2026年４月１日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併を行っております。

8. 従業員の状況

事業セグメント	従業員数（名）
特装車事業	3,001
環境事業	470
パーキング事業	114
合計	3,585 （前連結会計年度末比104名増）

9. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
（連結子会社）	百万円	%	
①極東サービスエンジニアリング北海道㈱	10	100	環境整備機器及び施設の運転、修理
②極東サービスエンジニアリング㈱	50	100	環境整備機器及び施設の運転、修理
③㈱エフ・イ・イ	50	100	損害保険代理業
④㈱エフ・イ・オート	90	100	特殊自動車の製造、販売及び修理 自動車・建設機械の販売及び中古車販売
⑤極東開発パーキング㈱	100	100	立体駐車装置の製造、販売及び修理 駐車場の経営
⑥日本トレクス㈱	2,011	100	トレーラ・トラックボデー等の製造及び販売
⑦極東開発（昆山）機械有限公司	3,250 万USドル	100	特殊自動車用部品の製造及び販売
⑧振興自動車㈱	70	100	特殊自動車の製造、販売及び修理
⑨北陸重機工業㈱	97	100	鉄道車両、特殊自動車等の製造及び販売
⑩PT. Kyokuto Indomobil Manufacturing Indonesia	2,740 万USドル	51	特殊自動車の製造及び販売
⑪SATRAC ENGINEERING PRIVATE LIMITED	1,880 百万インドルピー	100	特殊自動車の製造及び販売
⑫Kyokuto Australia Holdings Pty Ltd	51,500 千ｵｰｽﾄﾗﾘｱﾄﾞﾙ	100	グループ会社の管理・運営
⑬ STG Global Holdings Pty Ltd	40,087 千ｵｰｽﾄﾗﾘｱﾄﾞﾙ	100	特殊自動車の製造及び販売
（持分法適用非連結子会社）			
⑭極東特装車貿易（上海）有限公司	95 万USドル	100	特殊自動車用部品の販売
⑮㈱モリプラント	20	100	環境設備プラントの設計、施工及びメンテナンス
⑯㈱エコファシリティ船橋	30	65	リサイクル施設の維持管理、運営
⑰ささしまライブパーキング㈱	100	80	立体駐車場の賃貸
⑱井上自動車工業㈱	96	100	特殊自動車の製造、販売及び修理
（持分法適用関連会社）			
⑲PT. Kyokuto Indomobil Distributor Indonesia	180 万USドル	49	特殊自動車の販売
（持分法非適用非連結子会社）			
⑳㈱エコファシリティ西宮	20	100	リサイクル施設の維持管理、運営
㉑㈱九州特殊モータース	10	100	特殊自動車の修理、部品販売
㉒Kyokuto Australia Pty Ltd	100 ｵｰｽﾄﾗﾘｱﾄﾞﾙ	100	特殊自動車の販売及び修理

（注）1. ささしまライブパーキング株式会社は当社連結子会社である極東開発パーキング株式会社の子会社であり、同社における当社の持株比率は全て間接保有割合であります。
2. 井上自動車工業株式会社は当社連結子会社である日本トレクス株式会社の子会社であり、同社における当社の持株比率は全て間接保有割合であります。
3. 株式会社エコファシリティ西宮における持株比率は、当社の保有割合（90%）と当社連結子会社である極東サービスエンジニアリング株式会社の保有割合（10%）を合算しております。
4. 当社連結子会社である極東開発パーキング株式会社は、2026年４月１日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併を行いました。
5. 極東開発（昆山）機械有限公司は2025年４月28日及び同年５月13日付で増資を行い、資本金が1,650万USドルから3,250万USドルに増加いたしました。
6. PT. Kyokuto Indomobil Manufacturing Indonesiaは2025年８月７日付で増資を行い、資本金が2,124万USドルから2,740万USドルに増加いたしました。
7. SATRAC ENGINEERING PRIVATE LIMITEDは2025年８月７日付で増資を行い、資本金が1,552百万インドルピーから1,880百万インドルピーに増加いたしました。
8. Kyokuto Australia Pty Ltdにおける持株比率は2025年６月18日付で、90%から100%に増加いたしました。

(3) 企業結合の経過及び成果
当社の連結子会社は26社、持分法適用会社は６社、持分法非適用会社は4社であります。

(4) 提携等の状況
販 売 店 契 約

契　約　先	国　名	契 約 内 容
TRANSCENDENT HEAVY MACHINERY SDN.BHD.	マレーシア	ミキサートラック架装物のマレーシア、ブルネイ、シンガポール国内での販売・アフターサービス・部品供給
ANLIM CO., LTD.	ベトナム	コンクリートポンプ車のベトナム国内での販売・アフターサービス・部品供給
PS Equipment LTD.	ニュージーランド	コンクリートポンプ車、ミキサートラック、ごみ収集車及び一台積車輌運搬車のニュージーランド国内での販売・アフターサービス・部品供給
JIE NENG POWER INDUSTRY CO., LTD.	台　湾	ごみ収集車の台湾地域での販売・アフターサービス・部品供給

Ⅱ．会社の株式に関する事項

1. **発行可能株式総数** 170,950,672 株
2. **発行済株式総数** 40,150,000 株
3. **株主数** 17,298 名
4. **大株主（上位10名）**

株　主　名	持 株 数	持株比率
	千株	%
① 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,806	15.07
② 株式会社三井住友銀行	1,600	4.15
③ 極東開発共栄会	1,583	4.11
④ 株式会社日本カストディ銀行（りそな銀行再信託分・株式会社みなと銀行退職給付信託口）	1,498	3.89
⑤ 極東開発従業員持株会	1,236	3.21
⑥ 株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,215	3.15
⑦ 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	1,012	2.62
⑧ 宮原　幾男	814	2.11
⑨ 株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・鹿島道路株式会社退職給付信託口）	660	1.71
⑩ 東プレ株式会社	607	1.57

（注）持株比率は、当社が保有する自己株式（1,642,779株）を控除して計算しております。

5. **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況**

当社は取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）が株式保有を通じて株主の皆様との一層の価値共有を進めることにより、企業価値の持続的な向上を図るため、譲渡制限付株式の付与のための報酬の額を年額50百万円以内（社外取締役は付与対象外）とする株式報酬制度を導入しております。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分（以下「割当」という。）を受けるものとし、これにより割当を受ける当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の総数は年５万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その譲渡が制限される期間は割当を受けた日より３年間となります。

また、対象取締役が譲渡制限期間満了前に退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を無償で取得するものといたします。

上記の正当な理由がある場合は、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとし、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式は、当社が無償で取得するものといたします。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
・取締役に交付した株式の合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役 （社外取締役を除く）	8,100株	5名

6. その他株式に関する重要な事項

（1）譲渡制限付株式としての自己株式の処分

当社は、2025年６月27日開催の取締役会において、以下のとおり譲渡制限付株式としての自己株式の処分を決議し、2025年７月24日に処分いたしました。

①処分期日　：2025年７月24日
②処分する株式の種類及び数
　：当社普通株式25,000株
③処分価格　：１株につき2,665円
④処分総額　：66,625,000 円
⑤処分先及び　：当社の取締役（社外取締役を除く）　5名　8,100株
　その人数　当社の取締役を兼務しない執行役員等　15名　10,400株
　並びに　当社国内子会社の取締役　17名　5,500株
　処分株式の数　当社国内子会社の取締役を兼務しない執行役員　5名　1,000株
⑥譲渡制限期間　：2025年７月24日～2028年７月24日

（2）従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分

当社は、2025年11月12日開催の取締役会において、以下のとおり従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分を決議し、2026年２月２日に処分いたしました。

①処分期日　：2026年２月２日
②処分する株式の種類及び数
　：当社普通株式64,430株
③処分価格　：１株につき2,655円
④処分総額　：171,061,650円
⑤割当方法　：第三者割当の方法による
　（割当先）　（極東開発従業員持株会　64,430 株）
⑥譲渡制限期間　：2026年２月２日～2028年11月30日

（3）政策保有株式に関する方針と縮減状況について

当社は、企業価値の拡大を図るため、業務提携、取引関係の強化等、経営戦略の一環として必要と判断する企業の株式を保有していますが、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に則り、資本コストや業績への貢献等を総合的に検討の上、企業価値向上への貢献度合いが少ない

ものについては、速やかに処分を行うことを基本方針として政策保有株式の縮減に取り組んでおります。
具体的には、取締役会において年度の計画を立案し、独立社外役員や監査役の意見も十分に考慮の上、個々の銘柄ごとに政策保有の意義について確認・検証を行います。これにより、当社グループの中長期的な企業価値の向上又は事業の円滑な推進に資すると認められない株式がある場合は、該当年度に発生する損益や資金計画、税効果等を総合的に検討し、売却する個々の銘柄や件数等の詳細を取締役会にて審議の上、相手先企業との必要十分な対話を行い、適時・適切に売却を実施します。また、この進捗については四半期ごとに取締役会でフォローを行います。

なお、2026年3月末時点で当社が保有する政策保有株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額は下表のとおりです。

	2025年3月末時点		2026年3月末時点	
	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	12	366	12	421
非上場株式以外の株式	32	12,127	23	9,282

この結果、2026年3月末時点における当社の連結純資産114,903百万円に対して政策保有株式（非上場株式を除く。）の貸借対照表計上額が占める割合は約8.1%となっております。

Ⅲ．会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役の氏名等

氏　名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
布原達也	※取締役社長	社長執行役員
則光健男	※取締役専務	専務執行役員 管理本部長 海外事業関与 パーキング事業関与 SATRAC ENGINEERING PRIVATE LIMITED 取締役
堀本昇	取締役	常務執行役員 環境事業部長 環境事業関係会社関与 一般社団法人日本環境衛生施設工業会 理事
木津輝幸	取締役	常務執行役員 特装事業部長 極東特装車貿易（上海）有限公司 董事長 極東開発(昆山)機械有限公司 董事長
市村哲也	取締役	執行役員 管理本部財務部長 日本トレクス株式会社 監査役
寺川博之	取締役	一般社団法人日本生活文化推進協議会 理事
金子啓子	取締役	株式会社池田泉州ホールディングス 社外取締役 株式会社池田泉州銀行 非業務執行取締役
友廣隆宣	取締役	神戸海都法律事務所 パートナー
櫻井晃	常勤監査役	
栗山裕章	監査役	
藤原邦晃	監査役	山陽色素株式会社 社外監査役
浅田修宏	監査役	六甲法律事務所 所長 兵庫県行政不服審査会 委員 兵庫県労働委員会 公益委員

(注) 1. ※印は代表取締役を示しています。
2. 取締役　寺川博之、金子啓子、友廣隆宣の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役　藤原邦晃、浅田修宏の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役　寺川博之、金子啓子、友廣隆宣及び監査役　藤原邦晃、浅田修宏の５氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
5. 取締役　友廣隆宣及び監査役　浅田修宏の両氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務並びに法律に関する知見を有しております。
6. 監査役　藤原邦晃氏は長年にわたり銀行において金融業務に従事していたため、財務及び経理に関する知見を有しております。
7. 当社は株式会社池田泉州ホールディングス、株式会社池田泉州銀行、神戸海都法律事務所、山陽色素株式会社、六甲法律事務所との間に重要な取引関係はありません。
8. 当社定款の規定に基づき、当社と取締役　寺川博之、金子啓子、友廣隆宣及び監査役　藤原邦晃、浅田修宏の５氏との間で、会社法第427条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	対象となる員数（名）	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 （うち、社外取締役）	8 (3)	244 (30)	120 (30)	102 (—)	21 (—)
監査役 （うち、社外監査役）	4 (2)	43 (16)	43 (16)	—	—

（注）1. 上記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬等につきましては、取締役会より当社の報酬委員会に諮問の上、同委員会からの答申と提言を踏まえ、株主総会の決議により決定した取締役全員の報酬の総額の範囲内で、取締役会にて決議を行っております。
同委員会は、取締役会の任意の諮問機関として2019年３月より設置しており、社外取締役が委員長を務め、代表取締役社長１名、代表取締役専務１名、社外取締役３名（委員長含む）にて構成されております。

3. 企業価値向上と報酬の連動をさらに強化するため、以下に掲げる目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を業績連動報酬として基本報酬に加算し支給することとしております。業績連動報酬等は、短期インセンティブ報酬と中長期インセンティブ報酬により構成されており、それぞれの指標は下記に記載のとおりです。
・短期インセンティブ報酬
事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、単年度の連結営業利益を業績指標の目標としております。業績目標として連結営業利益を選定した理由は、中期経営計画の基本方針の一つとして「生産性の向上と利益体質の強化」を掲げ、連結営業利益率の目標設定をしたためです。なお、当事業年度における業績指標の目標は2025年３月期の連結営業利益6,656百万円をベースとして設定しております。
短期インセンティブ報酬の額は、終了した事業年度の連結営業利益を、目標値及びその前年度の連結営業利益と対比させることにより算定し、その原案を元に報酬委員会の意見を踏まえ決定しております。
・中長期インセンティブ報酬
当社の中長期的企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブ及び株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、中期経営計画最終年度に掲げる業績目標の達成のため、以下を業績指標の目標としております。
1) 中期経営計画 業績目標
(2028年3月期連結売上高：1,900億円以上、連結営業利益率：8%以上)
2) 経営効率性・株主価値向上目標
(ROE：8%以上)
中長期インセンティブ報酬の額は、中期経営計画の目標値に対する各年度の達成度に応じて報酬額を決定するマトリクスに基づき、上記2つの指標の達成度に応じて基本給の 0～150%の範囲で変動させることにより算定し、その原案を元に報酬委員会の意見を踏まえ決定しております。また、この中長期インセンティブ報酬の指標は中期経営計画ごとに改めて指標を決定することとしております。

4. 取締役が株式保有を通じて株主の皆様との一層の価値共有を進めることにより、企業価値の持続的な向上を図るため、非金銭報酬として取締役に対して株式報酬を交付しております。
当該株式報酬の内容及びその交付状況は、「Ⅱ. 会社の株式に関する事項」の「5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

5. 上記「非金銭報酬等」の額は、2026年3月期に費用計上した金額の合計額です。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
当社の取締役の報酬等の額は、2014年６月26日開催の第79期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいて

おります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年６月25日開催の第86期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬の額を年額50百万円以内（社外取締役は付与対象外）とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は６名です。
当社監査役の報酬等の額は、2008年６月25日開催の第73期定時株主総会において、年額48百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法
企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）の原案を報酬委員会に提出の上検討を行い、その意見を尊重して2021年２月25日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。
以降の改定につきましては以下のとおりとなります。
・2021年６月25日開催の第86期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬の支給が承認可決されたことに伴い、ご承認いただいた内容と整合するよう、同日開催の取締役会において決定方針を改定いたしました。
・2024年１月30日開催の取締役会において、企業価値向上と報酬の連動をさらに強化するため、社外取締役を除く取締役を対象に、基本報酬を縮小し、中長期的な変動報酬である中長期インセンティブ報酬を導入する内容とする2024年度以降の役員報酬制度の見直しを決議したことに伴い、決定方針を改定いたしました。

②決定方針の内容の概要
[1] 基本方針
当社の取締役の報酬は、中期経営計画に掲げる業績目標の達成及び企業価値の中長期的且つ持続的な向上に対する取締役の貢献意欲向上を図るためのインセンティブとして十分に機能するよう業績及び株主利益との連動性を強化した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成する。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

[2] 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

[3] 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
業績連動報酬等は短期インセンティブ報酬と中長期インセンティブ報酬により構成され、短期インセンティブ報酬は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績目標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて報酬委員会の意見を踏まえ決定する。中長期インセンティブ報酬は当社の中長期的企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブ及び株主各位との一層の価値

共有を進めることを目的として、中期経営計画最終年度に掲げる業績目標の達成のため、中期経営計画の業績目標値及び経営効率性・株主価値向上目標値を業績指標の目標として、各指標の達成度に応じて報酬額を決定するマトリクスに基づき、これら2つの指標の達成度に応じて基本給の0～150%の範囲で変動させることにより算定し、その原案を元に報酬委員会の意見を踏まえ決定する。なお、中長期インセンティブ報酬の指標は中期経営計画ごとに改めて指標を決定する。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、その内容、数の算定方法の決定に関する方針、報酬等を与える時期、条件の決定については、当該譲渡制限付株式を付与する際に、当社の業績や環境等を総合的に考慮の上、報酬委員会の意見を踏まえ、取締役会で決議する。

[4] 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業群を参考とした報酬水準等を踏まえ、報酬委員会において検討を行う。取締役会（［5］の委任を受けた代表取締役社長）は報酬委員会の意見を尊重し、当該意見で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績目標を100%達成した場合、基本報酬：業績連動報酬等（短期インセンティブ報酬＋中長期インセンティブ報酬）：非金銭報酬等＝42：50：8とする。

[5] 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の金銭報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬等の評価配分を権限とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、報酬委員会の意見を踏まえ、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

③当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその意見を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2025年6月27日開催の取締役会にて代表取締役社長 社長執行役員 布原達也に取締役の個人別の金銭報酬額の具体的内容の決定を委任する旨を決議しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬等の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得ており、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定を行っております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

① 取締役　寺川　博之 氏

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席しました。経営者としての豊富な経験を基に、当該見地から監督機能を果たしていただくことを期待いたしており、当社取締役会において当該見地から積極的に当社の経営上有用な指摘、意見をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
また、報酬委員会委員及び指名委員会委員長として各委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

② 取締役　金子　啓子 氏

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席しました。長年にわたり法務・情報セキュリティ部門に携わったことによる専門的な知識及び豊富な経験を基に、当該見地から監督機能を果たしていただくことを期待いたしており、当社取締役会において当該見地から積極的に当社の経営上有用な指摘、意見をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
また、報酬委員会委員長及び指名委員会委員として各委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

③ 取締役　友廣　隆宣 氏

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席しました。弁護士としての豊富な経験を基に、法律的見地から監督機能を果たしていただくことを期待いたしており、当社取締役会において当該見地から積極的に当社の経営上有用な指摘、意見をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
また、報酬委員会委員及び指名委員会委員として各委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

④ 監査役　藤原　邦晃 氏

当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席しました。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席しました。長年の銀行勤続経験から得た金融に関する深い造詣と、経営者としての豊富な経験を基に、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

⑤ 監査役　浅田　修宏 氏

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席しました。弁護士としての豊富な経験を基に、法律的見地から当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、当連結会計年度において、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(2) 法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

当事業年度中の2025年９月25日付、当社及び当社連結子会社である日本トレクス株式会社は、製造する「架装物」の販売に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

各社外取締役及び各社外監査役は、本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。

本違反行為の事実認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取組みに対して適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。

Ⅳ．会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

1．被保険者の範囲

当社の取締役、執行役員及び監査役

子会社及び関連会社36社の取締役、執行役員及び監査役

2．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社役員の業務として行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に法律上負担することとなる損害賠償及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

Ⅴ．会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称

ひびき監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第２条第１項の業務の報酬等の額

41百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

52百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、(1) の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当する状況にある場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合などは、監査役会規則に則り「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

Ⅵ．会社の体制及び方針

1．当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 監査役制度を採用し、当社においては社外監査役を含んだ監査役が監査役会を構成し、監査方針等に基づき取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況の調査を通じて取締役の職務執行を調査して、経営の監督機能の充実、強化を図る。

② 当社においては毎月１回、取締役会設置子会社においては定期的に取締役会を開催し、取締役の職務執行並びに担当部門の月次若しくは直近期間の業績について取締役会に報告を行う。これにより、取締役会による各取締役の職務執行に対する監督、統制を行う。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

③ 当社においては重要な指名・報酬、多様性等の検討にあたり独立社外取締役の適切な関与がなされるよう、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会及び指名委員会を設置する。両委員

会では取締役会に対し客観的な立場で積極的に提言を行うため、独立社外取締役が過半数を構成し、委員長を務める体制とする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会、経営会議、事業運営会議、その他取締役の職務執行の過程における決定事項及びその進捗管理は、法令・定款及び社内規定に従い、各部門が担当役員の監督の下で、文書又は電子的記録にて保存・管理する。

② 監査役会が求めたとき、取締役は当該文書を閲覧に供する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 災害、与信管理、情報管理、品質、環境、法令違反その他当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握しその評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、各部門長は、それぞれの担当部門にリスクマネジメント体制を整備し、内在するリスクを継続的に把握、分析及び評価した上で適切な対策を実施の上、定期的に見直しを行い、必要であれば取締役若しくは取締役会に報告する。

② 経営の過程で生じるリスクに対応するため、当社においては「経営危機管理規定」を制定、リスク管理の担当役員を選任し運用の徹底を図る。

③ 現実化した危機に直面した場合は、対策本部を設置して情報管理、対応方針の決定などを定め、迅速な事態の収拾と再発の防止を図る。

④ 対策本部は、危機の内容、対応策、再発防止策等を当社の取締役会で報告する。

(4) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会設置会社においては、取締役は取締役会及び経営会議において、重要な経営の意思決定を行う。

② 執行役員制度採用会社においては、執行役員は取締役会の指示に従い、担当部門・責任区分の中で、経営会議、取締役会で決定された経営方針、事業計画を実行する。

③ 当社においては、執行役員は事業運営会議を構成し、同会議において各執行役員が事業計画の進捗を報告し、各部門の課題、対策、実行状況を確認することで、計画実行の徹底と業績確保の促進を図る。

④ 中期経営計画により、中長期的な会社としての目標を明確化するとともに、半期ごとに全社及び各事業部の予算を策定し、それに基づく業績管理を行う。

(5) 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 各使用人が企業としての社会的役割、責任を自覚した活動を行うための指針として、倫理規定「極東開発グループ行動綱領」を制定し、サステナビリティ推進部門を通じて使用人への啓蒙活動とコンプライアンスの強化を図る。

② 内部監査を実施する組織として、社長の直轄に内部監査部門を設置する。内部監査部門は期毎に定めた監査計画に基づきグループ各部門の業務監査を実施し、その結果は取締役及び監査役に報告する。

③ 社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、社内外の環境の変化に伴うリスク及び機会の状況や、特定したマテリアリティについて目標の設定、対策の立案、取組み状況のモニタリングと管理を行い、定期的に取締役会に報告する。また毎年1 回、内部監査部門による監

査を行い、取組みの適切性及び妥当性について客観的な評価を行う。

④ 当社においては「倫理相談窓口に関する規定」を制定し、社内（内部監査部門長）及び社外（外部弁護士）に、当社及び子会社の使用人が利用可能な内部通報窓口を整備することにより、社内の問題点の発見を促し、その対応と改善を図る。

⑤ 顧問弁護士への法律相談、法務担当部門におけるリーガルチェックにより、法令遵守の徹底を図る。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の監査役及び内部監査部門が定期的に子会社とその各部門の業務監査を実施し、その結果は当社及び子会社に報告する。

(7) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

① 当社が定める「関係会社規定」において、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社の営業概要及び決算その他の重要な事項について、当社への定期的な報告を義務づけ、また必要に応じて関係資料の提出を求める。

② 各子会社の社長は、関係会社社長会において当社の取締役及び監査役が出席のもと、その事業計画の進捗を報告し、各子会社の課題、対策、実行状況を確認することで、計画実行の徹底と業績確保の促進を図る。

(8) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

① 内部監査部門を設置し、その構成員を監査役の職務を補助すべき使用人とし、監査役の指示に従い事務局の業務を併せて担当する。

(9) 前号の使用人（監査役の補助使用人）の当社の取締役からの独立性に関する事項

① 内部監査部門の構成員である使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得なければならない。

(10) 第８号の使用人（監査役の補助使用人）に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 内部監査部門の構成員である使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底を行う。

(11) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役及び使用人は会社に損害を及ぼす事実及び法令、定款違反その他コンプライアンス上重要である事項について監査役会に報告する。

② 当社の取締役及び使用人は監査役に重要な会議への出席を要請し、その会議において懸案事項等を逐次報告する。

(12) 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

① 子会社の取締役、監査役等及び使用人は当社又は子会社に損害を及ぼす事実及び法令、定款違反その他コンプライアンス上重要である事項について当社の監査役会に報告する。

② 内部監査、法務、人事、財務担当部門等は、定期的に当社の常勤監査役に対する報告会を実施し、当社及び子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

③ 当社及び子会社の内部通報制度の担当部門は、当社及び子会社の役職員からの内部通報の状況について、通報者からの匿名性に必要な処置をした上で、定期的に当社の取締役、監査役及び

取締役会に対して報告する。

(13) 当社の監査役へ報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底する。

(14) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

② 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(15) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 内部監査部門を構成する使用人以外に、法務、人事、財務担当部門は、監査役会の指示により監査役会の監査の実務の補助を行う。

② 監査役会は監査の実施にあたり、必要と認めるときは弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他専門の外部アドバイザーを登用することができる。

(16) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた体制の構築、整備及び運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価するとともに評価結果を取締役会に報告する。

(17) 反社会的勢力排除に係る体制

① 当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。これらの勢力や団体からの不当、違法な要求には一切応じないとともに、これら団体とは断固として対決することを基本姿勢とする。
この基本姿勢については、「極東開発グループ行動綱領」に明記し、全ての役員並びに従業員に周知徹底を図る。
また、当社が反社会的勢力から要求を受けたときは、担当部署が中心となってその情報収集にあたるとともに、顧問弁護士、警察等と連携をとり、対応を行う。さらに、平素から外部機関や他の企業等と連携して情報交換を行い、反社会的勢力に係る各種リスクの予防・低減に努める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 取締役の職務執行

当連結会計年度において取締役会を14回開催し、取締役の職務執行並びに担当部門の月次若しくは直近期間の業績の報告をはじめ、経営の基本方針や経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。
また、同期間に常勤取締役・常勤監査役で構成される経営会議を32回、常勤取締役・常勤監査役・執行役員で構成される事業運営会議を12回開催し、詳細な業績分析と報告、業務執行の具体的な内容、その背景となる重要事項及び具体的対応策について審議を行っております。
なお、代表取締役社長１名、代表取締役専務１名、社外取締役３名で構成される取締役会の任

意の諮問委員会（社外取締役が委員長）として、役員報酬の決定に関する透明性を確保するため、2019年３月より報酬委員会を、取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続に関する透明性を確保するため、2020年２月より指名委員会をそれぞれ設置しており、両委員会より取締役会に対し客観的な立場で積極的に提言を行っております。

これにより、役員報酬の決定につきましては、取締役会が報酬委員会からの提言を踏まえた上で、株主総会の決議により決定した取締役全員の報酬の総額の範囲内で、取締役会の決議により取締役の報酬の額を決定することとしております。

取締役・監査役、その他経営陣幹部候補の指名につきましては、取締役会が指名委員会からの提言を踏まえた上で、各候補者の経歴、力量、人柄、知見等を十分に検討し、監査役会の同意を経て、株主総会への上程を行うこととしております。

（注） 上記の取締役会の開催回数のほか、当連結会計年度において、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(2) コンプライアンス及びリスクの管理

コンプライアンス並びに、災害及び事故管理等に係るリスクについては、当社を取り巻くさまざまなリスクに対する未然の予防策として全社横断でリスクを洗い出し・分析する枠組みとして、2026年3月1日付でリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しリスク要因の洗い出し及び共有、対応マニュアルの整備を行っているほか、使用人への啓蒙活動を行い、コンプライアンス体制の強化を図っております。

(3) 当社グループにおける業務の適正化

子会社の営業概況及び決算その他の重要な事項については「関係会社規定」に従い、当社が子会社より適切に報告を受けているほか、監査役は内部監査部門と連携の上、子会社とその各部門の業務監査を定期的に実施しており、当社及び子会社はその結果についての報告を受けております。

(4) 監査役監査

監査役は、当連結会計年度において監査役会を13回開催するとともに、取締役会、経営会議、事業運営会議及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査を行っているほか、取締役会・取締役・内部監査部門・会計監査人等との情報・意見交換を通じて、それぞれとの連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、効果的かつ効率的に監査を行っております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合、これに応じるか否かは株主の皆様の判断に委ねられるべきであると考えます。しかしながら、それが不当な目的による企業買収である場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることが経営者の当然の責務であると考えます。

従いまして大量買付に対しましては当該買付者の事業内容、将来の事業計画並びに過去の投資行動等から当該買付行為又は買付提案が当社の企業価値並びに株主共同の利益に与える影響を慎重に検討していく必要があるものと考えます。

現在のところ不当な目的による大量取得を意図する買付者が存在し具体的な脅威が生じている訳で

はなく、またそのような買付者が現れた場合の具体的な取組み（いわゆる「買収への対応方針」）をあらかじめ定めるものではございませんが、株主の皆様から委任された経営者として、当社株式の取引や株主の異動状況を注視するとともに有事対応マニュアルを整備し、大量買付を意図する買付者が現れた場合、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、専門家（アドバイザー）を交えて当該買収提案の評価や買付者との交渉を行い、当該買収提案（又は買付行為）が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なう場合は具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

連結貸借対照表

（2026年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	（負債の部）	百万円
流動資産	**106,560**	**流動負債**	**50,968**
現金及び預金	22,498	支払手形及び買掛金	13,363
受取手形	2,623	電子記録債務	4,077
売掛金	29,514	短期借入金	11,295
契約資産	4,347	1年内返済予定の長期借入金	8
電子記録債権	11,977	未払法人税等	4,307
商品及び製品	3,517	未払消費税等	1,431
仕掛品	16,679	未払費用	6,173
原材料及び貯蔵品	11,892	製品保証引当金	812
前払費用	794	工事損失引当金	466
その他	3,088	役員賞与引当金	66
貸倒引当金	△372	その他	8,966
固定資産	**96,736**	**固定負債**	**37,425**
有形固定資産	**69,736**	社債	2,800
建物及び構築物	20,984	長期借入金	27,320
機械装置及び運搬具	9,398	退職給付に係る負債	68
土地	33,267	役員退職慰労引当金	107
建設仮勘定	3,989	繰延税金負債	5,475
その他	2,096	その他	1,654
無形固定資産	**10,550**	**負債合計**	**88,393**
のれん	7,654	（純資産の部）	
顧客関連資産	968	**株主資本**	**107,560**
その他	1,927	**資本金**	**11,899**
投資その他の資産	**16,449**	**資本剰余金**	**12,027**
投資有価証券	11,990	**利益剰余金**	**85,293**
長期貸付金	130	**自己株式**	**△1,660**
長期前払費用	723	**その他の包括利益累計額**	**5,769**
退職給付に係る資産	2,156	**その他有価証券評価差額金**	**5,013**
繰延税金資産	849	**為替換算調整勘定**	**△197**
その他	1,313	**退職給付に係る調整累計額**	**953**
貸倒引当金	△713	**非支配株主持分**	**1,573**
資産合計	**203,297**	**純資産合計**	**114,903**
		負債純資産合計	**203,297**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

（自　2025年4月1日
至　2026年3月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**161,332**
売上原価		**131,491**
売上総利益		**29,840**
販売費及び一般管理費		**20,963**
営業利益		**8,877**
営業外収益		
受取利息及び配当金	494	
為替差益	900	
持分法による投資利益	16	
雑収入	311	1,722
営業外費用		
支払利息	499	
雑支出	622	1,122
経常利益		**9,478**
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	5,749	
補助金収入	30	5,784
特別損失		
固定資産処分損	87	
固定資産圧縮損	30	
投資有価証券評価損	204	
減損損失	97	
独占禁止法関連損失	5,925	
その他	216	6,561
税金等調整前当期純利益		**8,701**
法人税、住民税及び事業税	5,276	
法人税等調整額	△274	5,001
当期純利益		**3,700**
非支配株主に帰属する当期純利益		7
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,692**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2025年4月1日残高	11,899	11,880	87,481	△1,749	109,511
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△5,879		△5,879
親会社株主に帰属する当期純利益			3,692		3,692
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		147		90	237
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	147	△2,187	89	△1,950
2026年3月31日残高	11,899	12,027	85,293	△1,660	107,560

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2025年4月1日残高	6,228	26	339	6,594	1,165	117,271
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△5,879
親会社株主に帰属する当期純利益						3,692
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						237
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,215	△224	613	△825	408	△417
連結会計年度中の変動額合計	△1,215	△224	613	△825	408	△2,368
2026年3月31日残高	5,013	△197	953	5,769	1,573	114,903

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

（2026年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	（負債の部）	百万円
流動資産	**58,605**	**流動負債**	**16,015**
現金及び預金	13,456	買掛金	5,596
受取手形	2,392	有償支給に係る負債	142
電子記録債権	7,933	短期借入金	100
売掛金	14,586	未払法人税等	2,868
契約資産	4,191	未払消費税等	729
仕掛品	5,969	未払費用	2,648
原材料及び貯蔵品	5,622	製品保証引当金	285
短期貸付金	3,510	工事損失引当金	26
その他	1,266	役員賞与引当金	66
貸倒引当金	△323	その他	3,553
固定資産	**81,664**	**固定負債**	**35,306**
有形固定資産	**45,637**	社債	2,800
建物	11,312	長期借入金	27,200
構築物	690	繰延税金負債	4,522
機械装置	4,154	その他	783
車両運搬具	295	**負債合計**	**51,322**
土地	25,165	（純資産の部）	
建設仮勘定	3,187	**株主資本**	**84,159**
その他	831	**資本金**	**11,899**
無形固定資産	**224**	**資本剰余金**	**12,067**
その他	224	資本準備金	11,718
投資その他の資産	**35,803**	その他資本剰余金	348
投資有価証券	9,704	**利益剰余金**	**61,852**
関係会社株式	18,059	利益準備金	546
長期貸付金	6,304	その他利益剰余金	61,305
前払年金費用	916	圧縮積立金	7,969
その他	1,519	繰越利益剰余金	53,336
貸倒引当金	△700	**自己株式**	**△1,660**
		評価・換算差額等	**4,789**
		その他有価証券評価差額金	**4,789**
資産合計	**140,270**	**純資産合計**	**88,948**
		負債純資産合計	**140,270**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

（自　2025年４月１日
至　2026年３月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**69,902**
売上原価		**55,626**
売上総利益		**14,275**
販売費及び一般管理費		**10,571**
営業利益		**3,703**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,283	
為替差益	1,238	
雑収入	187	3,709
営業外費用		
支払利息	216	
貸倒引当金繰入額	216	
雑支出	241	674
経常利益		**6,739**
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	5,335	
貸倒引当金戻入益	2,317	
補助金収入	30	7,684
特別損失		
固定資産処分損	7	
固定資産圧縮損	30	
減損損失	97	
関係会社株式評価損	2,521	
独占禁止法関連損失	2,601	
その他	10	5,269
税引前当期純利益		**9,155**
法人税、住民税及び事業税	3,408	
法人税等調整額	△293	3,115
当期純利益		**6,039**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

（自　2025年4月1日
至　2026年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
2025年4月1日残高	11,899	11,718	201	11,920
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				－
圧縮積立金の取崩				－
当期純利益				－
自己株式の取得				－
自己株式の処分			147	147
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				－
事業年度中の変動額合計	－	－	147	147
2026年3月31日残高	11,899	11,718	348	12,067

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		圧縮積立金	繰越利益剰余金			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2025年4月1日残高	546	8,048	53,097	61,692	△1,749	83,762
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△5,879	△5,879		△5,879
圧縮積立金の取崩		△78	78	－		－
当期純利益			6,039	6,039		6,039
自己株式の取得				－	△0	△0
自己株式の処分				－	90	237
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				－		－
事業年度中の変動額合計	－	△78	238	159	89	396
2026年3月31日残高	546	7,969	53,336	61,852	△1,660	84,159

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	百万円	百万円	百万円
2025年4月1日残高	5,779	5,779	89,541
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		−	△5,879
圧縮積立金の取崩		−	−
当期純利益		−	6,039
自己株式の取得		−	△0
自己株式の処分		−	237
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△989	△989	△989
事業年度中の変動額合計	△989	△989	△593
2026年3月31日残高	4,789	4,789	88,948

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

2026年５月10日

極東開発工業株式会社
　取締役会　御中

ひ び き 監 査 法 人

大阪事務所
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　洲　﨑　篤　史

業務執行社員　公認会計士　宇　野　佐　世

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、極東開発工業株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、極東開発工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2026年５月10日

極東開発工業株式会社
　取締役会　御中

ひ び き 監 査 法 人

大阪事務所
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　洲　﨑　篤　史

業務執行社員　公認会計士　宇　野　佐　世

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、極東開発工業株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、以下の点を除き指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社と当社子会社である日本トレクス株式会社は、製造する「架装物」の販売に関して、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。監査役会といたしましては、当社グループ全体において再発防止措置等が講じられていることを確認しており、引き続きこれらの取り組み状況について監視・検証してまいります。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月13日

極東開発工業株式会社　監査役会

監査役(常勤)　櫻　井　　晃　㊞

監　査　役　栗　山　裕　章　㊞

監　査　役　藤　原　邦　晃　㊞

監　査　役　浅　田　修　宏　㊞

（注）監査役　藤原邦晃及び監査役　浅田修宏は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

第91期の期末配当につきましては、当社の持続的な成長と企業価値向上の両立を主眼として、資本効率を高め自己資本を適切にコントロールしつつ、株主の皆様の満足度も向上させるため、株主還元の強化に継続的に取り組むという当社の方針に鑑みまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
期末配当　　当社普通株式１株につき70円
配当総額　　2,695,505,470円
なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は１株につき140円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年６月25日

(ご参考)中期経営計画における配当方針について

当社は、DOE４％以上の高水準な配当方針を中期経営計画において掲げており、3か年で総額150億円以上の株主還元を計画しております。なお、第91期のDOEは4.8%となります。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は、経営の透明性の向上とコーポレートガバナンス体制の充実及び強化を図るとともに、意思決定を迅速化することにより、持続的な企業価値の向上を実現するため、現行の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

本移行により、過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が設置され、監査等委員会が取締役の職務執行の適法性・妥当性を監査・監督する権限を有するとともに、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を行使することを通じて、取締役会の監督機能が実質的に強化されることになります。また、取締役会の業務執行決定権限を一定の範囲で取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行の迅速化が可能となります。

これに伴い、以下のとおり定款の変更を行うものであります。

① 監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定を新設するとともに、監査役会及び監査役に関する規定を削除するものであります。

② 意思決定の迅速化を図るため、取締役会が重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。

③ 非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定の変更を行うものであります。なお、当該変更を行うことにつきましては、各監査役の同意を得ております。

④ 上記各号の変更に伴い、章数及び条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査役 （３）　監査役会 （４）　会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査等委員会 （削　　除） （３）　会計監査人
第５条～第６条　（条文省略）	第５条～第６条　（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
第８条～第９条　（条文省略）	第８条～第９条　（現行どおり）
（単元未満株式の買増請求） 第10条　（記載省略） ②　買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規定による。	（単元未満株式の買増請求） 第10条　（現行どおり） ②　買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会または取締役会から委任を受けた取締役が定める株式取扱規定による。

現　行　定　款	変　更　案
（株式取扱規定） 第11条　当会社の株式に関する手続きおよび手数料、ならびに株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。	（株式取扱規定） 第11条　当会社の株式に関する手続きおよび手数料、ならびに株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会から委任を受けた取締役が定める株式取扱規定による。
（株主名簿管理人） 第12条　（記載省略） ②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議をもって選定する。 ③　（記載省略）	（株主名簿管理人） 第12条　（現行どおり） ②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定により定める。 ③　（現行どおり）
第13条～第16条　（条文省略）	第13条～第16条　（現行どおり）
（決議方法） 第17条　株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 ②　（記載省略）	（決議方法） 第17条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 ②　（現行どおり）
第18条　（条文省略）	第18条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会
（取締役の員数） 第19条　当会社には取締役10名以内を置く。	（員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
（新　　設）	②　当会社の監査等委員である取締役は、６名以内とする。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の選任） 第20条　　（新　　設） 当会社の取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 ②　当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。	（選任方法） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 ②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③　取締役の選任決議は、、累積投票によらないものとする。
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 （新　　設） （新　　設） （新　　設）	（任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 ④　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会） 第22条　取締役会は特に法令または定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定する。	（削　　除）
（取締役会の招集者および議長） 第23条　取締役会は法令に別段の定めがある場合を除くほか取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役社長に事故ある時は取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	（取締役会の招集権者および議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。 ②　取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は各取締役および監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし緊急の場合はこの期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ②　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新　　設）	（監査等委員会の招集通知） 第24条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（取締役会の決議） 第25条　取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。	（取締役会の決議の方法） 第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新　　設）	（監査等委員会の決議の方法） 第27条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（役付取締役および代表取締役） 第27条　当会社は取締役会の決議をもって、取締役のうちから取締役社長１名を選定し、必要に応じ取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 ②　当会社は取締役会の決議をもって、前項の役付取締役のうちから会社を代表する取締役若干名を選定する。	（役付取締役および代表取締役） 第28条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じ取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 ②　当会社は、取締役会の決議によって、前項の役付取締役の中から会社を代表する取締役若干名を選定する。
（新　　設）	（常勤の監査等委員） 第29条　監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　　設）	（取締役への委任） 第30条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（新　　設）	（取締役会規則） 第31条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
（新　　設）	（監査等委員会規則） 第32条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	（報酬等） 第33条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（社外取締役の責任限定契約） 第29条　当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（取締役の責任限定契約） 第34条　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第５章　監査役および監査役会	（削　　除）
（監査役の員数） 第30条　当会社には監査役５名以内を置く。	（削　　除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の選任） 第31条　当会社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 ②　当会社は、会社法第329条第３項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ③　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削　除）
（監査役の任期） 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。	（削　除）
（監査役の補欠） 第33条　任期満了前に退任した監査役の補欠のため就任した監査役の任期は前任者の残任期間とする。 ただし、第31条第２項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会の招集通知） 第34条　監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。	（削　　除）
（監査役会の決議） 第35条　監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。	（削　　除）
（常勤監査役） 第36条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役を１名以上選定する。	（削　　除）
（監査役の報酬等） 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	（削　　除）
（社外監査役の責任限定契約） 第38条　当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（削　　除）
第６章　会計監査人	第５章　会計監査人
（会計監査人の選任） 第39条　会計監査人は、株主総会の決議をもって選任する。	（会計監査人の選任） 第35条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
第40条　（条文省略）	第36条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（会計監査人の報酬等） 第41条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第37条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章　計算	第6章　計算
第42条　（条文省略）	第38条　（現行どおり）
（期末配当および基準日） 第43条　当会社は、毎年３月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。	（期末配当および基準日） 第39条　当会社は、毎年３月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。
（中間配当および基準日） 第44条　当会社は、毎年９月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。	（中間配当および基準日） 第40条　当会社は、毎年９月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。
（除斥期間） 第45条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領なきときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。	（除斥期間） 第41条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（８名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）８名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位		在任年数
1	布原（ぬのはら）　達也（たつや）	男性	代表取締役社長 社長執行役員 報酬委員会委員 指名委員会委員	再任	9年
2	則光（のりみつ）　健男（たけお）	男性	代表取締役専務 専務執行役員 報酬委員会委員 指名委員会委員	再任	9年
3	堀本（ほりもと）　昇（のぼる）	男性	取締役 常務執行役員	再任	7年
4	木津（きづ）　輝幸（てるゆき）	男性	取締役 常務執行役員	再任	4年
5	市村（いちむら）　哲也（てつや）	男性	取締役 執行役員	再任	2年
6	寺川（てらかわ）　博之（ひろゆき）	男性	社外取締役 報酬委員会委員 指名委員会委員長	再任　社外　独立	4年
7	金子（かねこ）　啓子（けいこ）	女性	社外取締役 報酬委員会委員長 指名委員会委員	再任　社外　独立	4年
8	友廣（ともひろ）　隆宣（たかのぶ）	男性	社外取締役 報酬委員会委員 指名委員会委員	再任　社外　独立	3年

再任　再任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	布原達也 (ぬのはらたつや) (1959年1月21日生) 再任 男性	1982年４月　当社入社 2013年４月　当社執行役員 当社技術本部副本部長 2015年４月　当社技術本部長 2017年４月　当社生産本部長 2017年６月　当社取締役 2018年４月　当社特装事業部長 2019年６月　当社常務執行役員 2020年６月　当社代表取締役社長（現任） 当社社長執行役員（現任）	27,900株	なし
	（取締役候補者とした理由） 当社において長年にわたり特装車開発及び生産部門に携わってまいりました。また、2020年６月より代表取締役社長として当社の経営を担っております。これらの豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。			
2	則光健男 (のりみつたけお) (1958年８月15日生) 再任 男性	1982年４月　当社入社 2011年４月　当社執行役員 当社海外推進部長 2017年４月　当社海外事業部長 当社海外営業部長 2017年６月　当社取締役 2018年４月　極東特装車貿易（上海）有限公司董事長 極東開発（昆山）機械有限公司董事長 2019年６月　当社常務執行役員 2020年９月　SATRAC ENGINEERING PRIVATE LIMITED 取締役 2022年４月　当社管理本部長（現任） 当社経営企画部長 当社海外事業関与（現任） 当社パーキング事業関与（現任） 2024年４月　当社専務執行役員（現任） 2024年６月　当社代表取締役専務（現任） 2026年４月　SATRAC ENGINEERING PRIVATE LIMITED 取締役会長（現任）	17,000株	なし
	（取締役候補者とした理由） 当社において長年にわたり海外事業部門及び経営企画部門に携わったほか、海外子会社の経営を担った豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
3	堀本（ほりもと） 昇（のぼる） （1965年2月28日生） 再任 男性	1988年４月　当社入社 2008年４月　当社環境事業部建設部長 2010年４月　当社環境事業部技術部長 2011年４月　当社執行役員 当社環境事業部副事業部長 2013年４月　当社環境事業部営業本部長 当社環境事業部サービス部長 2013年10月　当社環境事業部環境企画室長 2019年４月　当社環境事業部長（現任） 2019年６月　当社取締役（現任） 当社環境事業関係会社関与（現任） 2022年４月　当社常務執行役員（現任） 2023年４月　当社環境事業部エンジニアリング本部長 （重要な兼職の状況） 一般社団法人日本環境衛生施設工業会理事	15,600株	なし
	（取締役候補者とした理由） 当社において長年にわたり環境事業部門に携わった豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。			
4	木津（きづ）輝幸（てるゆき） （1966年１月７日生） 再任 男性	1992年11月　当社入社 2016年４月　当社三木工場長 2017年４月　当社横浜工場長 2018年４月　当社執行役員 2019年４月　当社生産本部長 2021年４月　当社常務執行役員（現任） 2022年４月　当社特装事業部長（現任） 極東特装車貿易（上海）有限公司董事長（現任） 極東開発（昆山）機械有限公司董事長（現任） 2022年６月　当社取締役（現任）	10,200株	なし
	（取締役候補者とした理由） 当社において長年にわたり特装車生産部門に携わった豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
5	市村 哲也（いちむら てつや） (1972年3月3日生) 再任 男性	2003年９月　当社入社 2019年４月　当社管理本部財務部長（現任） 2022年４月　当社執行役員（現任） 日本トレクス株式会社監査役（現任） 2024年６月　当社取締役（現任）	8,600株	なし
	（取締役候補者とした理由） 当社において長年にわたり財務部門に携わった豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。			
6	寺川 博之（てらかわ ひろゆき） (1956年11月13日生) 再任 男性 社外 独立	1979年４月　阪神電気鉄道株式会社入社 2001年７月　同社西梅田経営部長 2005年７月　同社梅田事業部長 2007年10月　阪急阪神ビルマネジメント株式会社取締役 同社専務執行役員 2009年４月　阪神電気鉄道株式会社取締役 2011年４月　同社不動産事業本部副本部長 2013年４月　同社常務取締役 2015年４月　同社不動産事業本部長 2017年４月　同社専務取締役 2017年12月　阪急阪神ビルマネジメント株式会社 代表取締役会長 2018年１月　一般社団法人大阪ビルディング協会理事 2022年４月　一般社団法人日本生活文化推進協議会理事 （現任） 2022年６月　当社社外取締役（現任） 当社独立役員（現任）	０株	なし
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 他業種の経営を通じた幅広い知見と、長年にわたる経営者としての豊富な経験及び実績を有しており、客観的立場から当社の経営を監督していただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
7	金子 啓子（かねこ けいこ） (1958年11月27日生) 再任 女性 社外 独立	1981年４月 松下電器産業株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）入社 2007年４月 同社情報セキュリティ本部長 2014年４月 同社リーガル本部本部長付個人情報保護担当理事 2014年10月 株式会社ベネッセホールディングス執行役員 同社セキュリティ・コンプライアンス本部長 2016年６月 同社情報セキュリティ本部長 2016年11月 情報ネットワーク法学会副理事長 2018年４月 大阪経済大学経営学部ビジネス法学科准教授 2019年６月 丸大食品株式会社社外取締役 同社独立役員 2022年６月 当社社外取締役（現任） 当社独立役員（現任） 2024年６月 株式会社池田泉州ホールディングス社外取締役（現任） 同社独立役員（現任） 株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役（現任）	0株	なし
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 他業種での経験を通じた幅広い知見と、長年にわたり法務・情報セキュリティ部門に携わったことによる専門的な知識及び豊富な実績を有しており、客観的立場から当社の経営を監督していただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者としております。 なお、金子啓子氏は社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
8	友廣 隆宣（ともひろ たかのぶ） (1958年10月29日生) 再任 男性 社外 独立	1991年４月　弁護士登録 小越・滝澤法律事務所（現 神戸海都法律事務所）入所 1994年４月　神戸海都法律事務所パートナー（現任） 2004年４月　兵庫県弁護士会副会長 2016年４月　沢井製薬株式会社（現 サワイグループホールディングス株式会社）社外監査役 同社独立役員 2020年４月　兵庫県弁護士会会長 日本弁護士連合会常務理事 近畿弁護士会連合会常務理事 2021年４月　兵庫県弁護士会常議員会議長 2023年６月　当社社外取締役（現任） 当社独立役員（現任）	0株	なし
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 弁護士として企業法務並びに法律に関する幅広い知見と他業種における社外監査役として経営に関与されるなど豊富な経験及び実績を有しており、客観的立場から当社の経営を監督していただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者としております。 なお、友廣隆宣氏は社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

（注）1. 寺川博之、金子啓子、友廣隆宣の３氏は、社外取締役候補者であります。

2. 寺川博之、金子啓子、友廣隆宣の３氏は、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって寺川博之、金子啓子の両氏が４年、友廣隆宣氏が３年となります。

3. 寺川博之、金子啓子、友廣隆宣の３氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。３氏の再任が承認された場合は、引き続き３氏を独立役員とする予定であります。

4. 当社定款の規定に基づき、当社と寺川博之、金子啓子、友廣隆宣の３氏との間で、会社法第427条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。３氏の再任が承認された場合は、当社は３氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社役員の業務として行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に法律上負担することとなる損害賠償及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

6. 本議案につきましては、取締役会より当社の指名委員会に諮問の上、同委員会からの答申と提言を踏まえて、各候補者の経歴、力量、人柄、知見等を十分に検討し、上程を行っております。
同委員会は、取締役会の任意の諮問機関として2020年２月より設置しており、社外取締役が委員長を務め、代表取締役社長１名、代表取締役専務１名、社外取締役３名（委員長含む）にて構成されております。

7. 当社は2019年３月より、役員報酬の決定に関する透明性を確保するため取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。社外取締役が委員長を務め、代表取締役社長１名、代表取締役専務１名、社外取締役３名（委員長含む）にて構成されております。

8．寺川博之、金子啓子、友廣隆宣の３氏が当社の社外取締役として在任中の2025年９月25日付、当社及び当社連結子会社である日本トレクス株式会社は、製造する「架装物」の販売に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。
各氏は、本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。
本違反行為の事実認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取組みに対して適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。

第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位		監査役在任年数
1	櫻井　晃（さくらい　あきら）	男性	常勤監査役	新任	4年
2	栗山　裕章（くりやま　ひろあき）	男性	監査役	新任	3年
3	藤原　邦晃（ふじわら　くにあき）	男性	社外監査役	新任　社外　独立	7年
4	浅田　修宏（あさだ　のぶひろ）	男性	社外監査役	新任　社外　独立	3年
5	山田　陽子（やまだ　ようこ）	女性	―	新任　社外　独立	―

新任　新任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	櫻井（さくらい） 晃（あきら） （1959年3月2日生） 新任 男性	1981年４月　当社入社 2000年５月　株式会社ソフテック代表取締役社長 2006年４月　当社情報システム部長 2009年４月　当社総務人事部長 2013年４月　当社執行役員 当社管理本部副本部長 2015年４月　当社CSR室関与 2017年４月　当社人事部長 2019年４月　日本トレクス株式会社取締役常務執行役員 同社管理本部長兼監査室長 2022年６月　当社常勤監査役（現任）	2,700株	なし
	（監査等委員である取締役候補者とした理由） 当社において長年にわたり総務・人事部門に携わり、子会社の経営も担当してまいりました。これらの豊富な経験と実績から当社経営の実効的な監査に十分な役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である取締役候補者としております。			
2	栗山（くりやま） 裕章（ひろあき） （1957年１月２日生） 新任 男性	1980年４月　当社入社 2007年５月　当社商品企画部長 2009年４月　当社生産推進部長 2012年４月　当社三木工場長 2014年４月　当社執行役員 2015年４月　当社営業本部長 2017年４月　日本トレクス株式会社取締役常務執行役員 2019年４月　極東開発パーキング株式会社 代表取締役社長 ささしまライブパーキング株式会社 代表取締役社長 2023年６月　当社監査役（現任）	6,050株	なし
	（監査等委員である取締役候補者とした理由） 当社において長年にわたり特装車開発及び生産部門に携わり、子会社の代表取締役社長として会社経営を担っておりました。これらの豊富な経験と実績から当社経営の実効的な監査に十分な役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である取締役候補者としております。			

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式の数</th><th>当社との
特別の
利害関係</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>藤原（ふじわら） 邦晃（くにあき）
（1954年7月1日生）
新任 社外
男性 独立</td><td>1978年４月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2007年４月 株式会社三井住友銀行執行役員
2009年４月 同行退任
2009年５月 銀泉株式会社専務執行役員
2009年６月 同社専務取締役
2011年４月 株式会社さくらケーシーエス 副社長執行役員
2011年６月 同社代表取締役
2013年10月 同社代表取締役社長 同社社長執行役員
2018年６月 山陽色素株式会社社外監査役（現任）
2019年６月 当社社外監査役（現任） 当社独立役員（現任）</td><td>0株</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）
長年にわたり銀行において金融業務に従事していたため、財務及び経理に関する知見を有しているほか、他業種における経営者としての豊富な経験及び実績をもとに、客観的立場から当社経営の実効的な監査に十分な役割を果たすことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>浅田（あさだ） 修宏（のぶひろ）
（1970年９月４日生）
新任 社外
男性 独立</td><td>1998年４月 神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会）登録 六甲総合法律事務所（現六甲法律事務所）入所
2010年４月 兵庫県弁護士会副会長
2012年４月 日本弁護士連合会司法修習委員会副委員長 兵庫県弁護士司法修習委員会委員長
2013年４月 日本司法支援センター兵庫地方事務所副所長
2016年７月 兵庫県行政不服審査会委員（現任）
2018年６月 当社補欠監査役
2021年10月 兵庫県労働委員会公益委員（現任）
2023年６月 当社社外監査役（現任） 当社独立役員（現任）</td><td>0株</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）
弁護士として企業法務並びに法律に関する幅広い知見と豊富な経験及び実績を有しており、客観的立場から当社の経営を監査していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。
なお、浅田修宏氏は社外役員以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
5	山田陽子（やまだようこ） (1957年3月5日生) 新任 社外 女性 独立	1980年３月　株式会社レナウン入社 1996年４月　公認会計士四方宏治事務所入所 2000年４月　公認会計士登録 2002年12月　税理士登録 2008年１月　公認会計士・税理士山田陽子事務所所長(現任) 2008年12月　京丹後市政治倫理審査会委員(現任) 2022年６月　日本公認会計士協会京滋会　会長 2022年７月　日本公認会計士協会本部　常務理事 2023年６月　株式会社松風 社外監査役(現任) 同社独立役員（現任）	０株	なし
	（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 公認会計士として財務・会計に関する幅広い知見と豊富な経験及び実績を有しており、客観的立場から当社の経営を監査していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。 なお、山田陽子氏は社外役員以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

（注）1. 藤原邦晃、浅田修宏、山田陽子の３氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 浅田修宏氏は、当社の補欠監査役として2018年より選任されておりました。
3. 藤原邦晃、浅田修宏の両氏は、現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、藤原邦晃氏が７年、浅田修宏氏が３年となります。
4. 当社は、藤原邦晃、浅田修宏の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、山田陽子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、新たに同氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社定款の規定に基づき、当社と藤原邦晃、浅田修宏の両氏との間で、会社法第427条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。
各候補者の選任が承認された場合は、当社は、上記両氏との間に加え、櫻井晃、栗山裕章、山田陽子の３氏との間で、上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社役員の業務として行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に法律上負担することとなる損害賠償及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
7. 藤原邦晃、浅田修宏の両氏が当社の社外監査役として在任中の2025年９月25日付、当社及び当社連結子会社である日本トレクス株式会社は、製造する「架装物」の販売に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。
両氏は、本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。
本違反行為の事実認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取組みに対して適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
木村　倫太郎（きむら　りんたろう） （1975年12月28日生） 新任　社外 男性　独立	2006年10月　弁護士登録 2013年４月　木村法律事務所所長 2015年４月　元町法律事務所パートナー（現任） 兵庫県弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長 公益社団法人ひょうご被害者支援センター理事 一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会顧問 2022年４月　兵庫県弁護士会副会長 2023年６月　当社補欠監査役（現任）	０株	なし

（補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

弁護士として企業法務並びに法律に関する幅広い知見と豊富な経験及び実績を有しており、客観的立場から当社の経営を監査していただくことを期待して、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。

なお、木村倫太郎氏は会社の経営に関与されたことはありませんが、上記により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）1. 木村倫太郎氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

2. 木村倫太郎氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、新たに同氏を独立役員として届け出る予定であります。

3. 木村倫太郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社定款の規定に基づき、当社と同氏との間で、会社法第427条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

4. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社役員の業務として行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に法律上負担することとなる損害賠償及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。木村倫太郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス

本表は、各取締役がこれまでの経歴や役職に基づく経験、現職における高度な専門性を基準としており、全てのスキルを示すものではありません。

氏　名・役　職（※女性）			企業経営 事業戦略	生産・技術 開発	営業 マーケティング	海外戦略	財務会計 資本政策	法務 ガバナンス	人事労務 ダイバーシティ	サステナビリティ	IT・DX
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	社内	布原 達也	○	○			○			○	○
		則光 健男	○			○		○		○	○
		堀本　昇	○	○	○					○	
		木津 輝幸	○	○	○	○				○	
		市村 哲也	○				○		○	○	
	社外	寺川 博之	○		○		○	○			
		金子 啓子※	○					○	○		○
		友廣 隆宣						○	○		
監査等委員である取締役	社内	櫻井　晃	○						○	○	○
		栗山 裕章	○	○	○						
	社外	藤原 邦晃	○				○		○		
		浅田 修宏						○	○		
		山田 陽子※					○	○			

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2014年６月26日開催の第79期定時株主総会において、年額300百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、今後の業容の拡大とこれに伴う経営体制及び内部統制の強化を図るため、年額400百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当社における第91期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告20頁以下に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきまして、実質的には同様の内容としつつ、監査等委員会設置会社への移行及び本議案の内容を踏まえ所要の改定を行うことを予定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は８名（うち社外取締役３名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、８名（うち社外取締役３名）となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案の上、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと５名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第８号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、2021年６月25日開催の第86期定時株主総会において、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）を支給することをご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、第６号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）には年額400百万円以内の金銭報酬の枠が設定されますが、本議案に基づく金銭債権は、当該報酬枠とは別枠といたします。

現在の取締役は８名（うち社外取締役３名）であり、本議案に係る対象取締役の員数は、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、５名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年５万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その１株当りの払込金額は各取締役会決議の日の全営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

株主総会会場ご案内

開催日時

2026年
6月24日(水曜日)
午前10時

開催場所

大阪市北区
梅田３丁目３番45号
ホテルモントレ大阪
14階 浪鳴館（ろうめいかん）



◎ お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

交通のご案内

JR
大阪駅 西口より**徒歩約5分**

阪神電車
大阪梅田駅より**徒歩約5分**

大阪メトロ四つ橋線
西梅田駅より**徒歩約5分**

JR東西線
北新地駅より**徒歩約6分**

大阪メトロ御堂筋線
梅田駅より**徒歩約8分**

阪急電鉄
大阪梅田駅より**徒歩約12分**

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK